

## 令和8年度仙台市留学生マッチング支援事業業務委託仕様書

### 1. 事業目的

介護人材不足に対応するためには、外国人材の活用を含む多様な人材の確保に向けた取組みを進めていく必要がある。本事業は、市内介護施設で介護業務に従事することを目指して市内の介護福祉士養成校等への留学を希望する外国人（以下「留学希望者」という。）や市内の介護福祉士養成校等に在学する留学生（以下「市内留学生」という。）と市内の介護事業者とのマッチングイベント等を実施することにより、就労期間に制限なく長期的に介護を担う人材の確保を促進し、安定的な介護サービスの提供につなげることを目指すものである。

### 2. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 3. 業務内容等

#### （1）事業の対象者

- ・対象人材：留学希望者及び市内留学生
- ・対象事業者：市内で介護サービス事業所を運営し、留学生の受け入れ及び支援を希望する法人

なお、留学希望者の国籍及び対象となる国については、本市と協議の上決定することとする。

#### （2）目標

対象人材と対象事業所のマッチング数は、20人を目標とする。なお、対象人材ごとの目標達成の判定基準は以下のとおりとする。

- ・留学希望者：対象事業者との奨学金貸付契約の締結や、留学希望者の入国に向けて、在留資格「留学」取得のための申請を行ったこと等、留学希望者と対象事業者の間で具体的な手続きが行われたこと
- ・市内留学生：対象事業者との奨学金貸付契約の締結や、アルバイト等による就労契約を締結したこと等、市内留学生と対象事業者の間で具体的な手続きが行われたこと

#### （3）事業内容

本業務の目的に資する事業として、以下の業務を行うものとする。

##### ア 留学希望者の発掘

在留資格「留学」で来日し、日本語学校または介護福祉士養成校に入学して市内の介護施設等でアルバイトをしながら、介護福祉士養成校卒業後に引き続き市内の介護施設等で介護業務に従事することを目指す者の発掘及び情報収集を行う。

##### イ 留学希望者への説明会の実施

上記アで発掘した人材を対象に、本事業における留学までの事業スキームの説明や、

日本国内における生活についてのガイダンスを内容とする説明会を実施する。なお、当該説明会において、マッチングイベントへの参加者も併せて募集するものとする。

#### ウ 市内留学生の発掘

在留資格「留学」で来日し、日本語学校または介護福祉士養成校に通い、市内介護施設での就職を希望する学生の発掘及び情報収集を行う。

#### エ 市内留学生への説明会の実施

上記ウで発掘した人材を対象に、本事業における事業スキームの説明を内容とする説明会を実施する。なお、当該説明会において、マッチングイベントへの参加者も併せて募集するものとする。

#### オ 対象事業者の開拓及び募集

- ・本事業を通して留学希望者や市内留学生の受け入れを希望する対象事業者の開拓及び募集を行う。
- ・開拓にあたっては、在留資格「留学」の外国人を制度上受け入れることが可能な老人福祉法及び介護保険法関係の施設・サービス種別の事業所（介護施設等）を対象とする。
- ・募集にあたっては、当該事業の説明会を実施し、その説明会において参加者を募集することとする（対面、オンライン等いずれの形式でも可能とする）。なお、説明会の形式については対象事業者の参加しやすい形式とし、実施する内容を事前に本市と協議のうえ決定すること。

#### カ マッチングイベントの実施

対象人材と対象事業者との面接の機会を提供するマッチングイベントを実施する。

##### ①留学希望者と対象事業者とのマッチングイベント

- ・イベントの実施方式は、対象事業者の都合を考慮し、参加しやすい形式を基準とするが、現地での対面またはオンライン等いずれの形式でも可能とする。
- ・対面で実施する場合、参加者の利便性や実施規模に適した会場を手配すること。
- ・現地にて対面で実施する場合、対象事業者に対して渡航及び現地での移動等のアテンドを行うこととするが、アテンドに係る対象事業者の旅費の負担については指定しない。

##### ②市内留学生と対象事業者とのマッチングイベント

- ・イベントの実施方式は、原則として対面で実施する。なお、対象事業者の都合を考慮し、参加しやすい形式を基準とすること。
- ・対面で実施する場合、参加者の利便性や実施規模に適した会場を手配すること。

#### キ 周知広報

上記ウからカの参加者募集のために、次のとおり周知広報に関する業務を実施する。

##### ①開催案内の作成

- ・対象事業者及び市内留学生の募集のための印刷物（以下「開催案内等」という。）

を作成し、電子データ（Word、Excel、PDF または Powerpoint に限る）で本市に納品すること。

- ・内容については、事前に本市と協議のうえ了承を得るものとし、各イベントの開催の 30 日前までに納品すること。

#### ②事業開催の周知

- ・受注者は、周知方法について検討し、本市と協議のうえ実施すること。
- ・市内介護事業所への開催案内等の配布は電子メール等により本市も行うこととする。

### ク 対象事業者及び対象人材に対する各種支援

- ・対象事業者に対して、在留資格変更手続きの補助や対象事業における規定変更へのアドバイス等、留学生の受入れに必要となる各種支援を行うこと。
- ・対象人材に対して、来日後の日本語学校入学手続きや生活環境整備、進学等に必要となる各種支援を行う。
- ・具体的な支援策については本市と協議のうえ実施することとする。

### ケ 事業計画の作成

委託業務の開始後、以下の内容を含む事業計画を作成し、速やかに提出すること。

#### ①留学希望者及び市内留学生の発掘に係る具体的な方法

マッチング成立の目標が 20 人であることを踏まえ、その規模のマッチングが実施できるよう十分な対象人材を確保するための方法を記載すること。

#### ②対象事業者の発掘に係る具体的な方法

マッチングの成立の目標が 20 人であることを踏まえ、その規模のマッチングが実施できるよう十分な対象事業者を発掘するための方法を記載すること。なお、具体的方法については、事業説明会の開催や対象事業者に対する個別訪問等、在留資格「留学」の外国人材が就労可能な市内介護事業者に幅広く情報を周知させることができる内容が望ましい。

### コ 各種確認等

上記カによりマッチングが成立した対象人材の状況について、本市が確認を求める場合には、対象人材を受入れた事業者（以下「受入事業者」という。）に確認をし、市に報告すること。

### サ 事業の進捗状況の報告

月に一度程度、事業の進捗状況について原則対面により本市に報告を行う。内容については上記ア～カの業務の進捗状況を報告することとし、具体的な内容は別途調整することとするが、上記ア及びウの対象人材については、①学歴などの背景、②日本語能力、上記オについては、①報告対象期間中に実施した開拓手法及び募集の状況、②説明会や個別訪問などの実施対象とした法人名及び事業所名、③当該施設の人材受入れに関する意向等の情報を必須の報告内容とする。

## シ 事業報告書の作成

令和9年3月31日までに以下の内容を記載した事業報告書を本市に提出する。

①対象人材の名簿及び個人別の対象事業者とのマッチング状況経過（マッチングが成立した場合にはそのことが分かる資料を添付すること）

※マッチングしたことが分かる資料は以下のとおり

・留学希望者：受入事業者との学費等の貸付契約が分かる資料

在留資格「留学」の申請状況が分かる資料等

・市内留学生：アルバイト等の雇用契約状況が分かる資料

受入事業者との学費等の貸付状況が分かる資料等

②事業の実施実績

③その他本市が必要と認めるもの

## 4. その他

(1) 本業務で作成したデータ及び成果品の著作権については、本市に帰属するものとする。

(2) 本業務を実施するにあたり知り得た個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を順守すること。

(3) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて別途協議のうえ実施するものとする。

(4) 本市と協議のうえ、必要に応じて業務の一部を再委託することができるものとする。

(5) 受注者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。業務委託契約が終了した後も同様とする。